

議案第 5 0 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 6 月 1 9 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正を踏まえ、
選挙長、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人の報酬の額を改定したい
ため、この案を提出するものである。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 選挙長の項及び開票管理者の項中「10, 400円」を「11, 200円」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「8, 600円」を「9, 100円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行日以後にその期日を公示され、又は告示される選挙等におけるそれぞれの職の公務に係る報酬の支給について適用し、施行日前にその期日を公示され、又は告示される選挙等におけるそれぞれの職の公務に係る報酬の支給については、なお従前の例による。